

「(仮称) 三森峠風力発電事業」環境影響評価準備書

に対する意見について

統括的事項

- (1) 本事業の実施までに相当の期間を要することから、対象事業実施区域の社会環境、生活環境又は自然環境の変化状況を踏まえ風力発電施設及び関連施設の建設及び稼動に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小となるようにすること。

なお、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてそれらを見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

- (2) 林道日山源田線を改変区域としているが、当該路線は令和元年東日本台風により甚大な被害を受け、2,500メートルに及ぶ路面洗掘と大規模な法面崩落が発生し、現在、通行止めとしており、また、この被害前の過去8年間で計4度にわたり台風等による法面崩落被害を受けている。さらに、p1067の表10.1.8-2(1)の番号7「高旗山」の予測結果にもあるように「工事期間中に本山を利用する場合には、利用及びアクセス快適性の一部が損なわれる」ことから当該路線を改変区域から除外するとともに、風力発電機等の大型部品輸送を含む工事関係車両の走行ルートとしないこと。また、この路線への送電線の埋設は、自然災害により電線の露出、断線などの被害につながる可能性が非常に高いことから、計画しないこと。

騒音、振動及び低周波音について

- (1) 騒音及び超低周波音による心身への影響については、聞こえ方に個人差があり、生活環境等も異なるなど不確実性があることから、稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

水環境について

- (1) 工事中の濁水対策について、周辺には水道用水、農業用水等を取水している河川があることから、周辺河川及び猪苗代湖への濁水流入について適切な防止策を講じ、環境保全措置に万全を期すこと。

その他

- (1) 本事業の実施に関しては、対象事業実施区域に農業地域が分布していることから、周辺農業に影響の無いよう十分に配慮するとともに、周辺住民及び農業従事者に対して丁寧に説明し、十分な理解を得るよう努めること。